

<可決された意見書>

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

我が国の雇用環境は、非正規労働者の増加とそれに伴う低賃金層の増大や、新卒も含めた正社員採用の減少など、依然として厳しい状況にある。このような状況の中で、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットである最低賃金制度が果たす役割は大きく、最低賃金の改善、適用労働者の拡大と均等・均衡待遇は、労働行政の重要課題といえる。

よって本市議会は、国会、政府並びに神奈川県知事におかれて、次の事項について実現を図られるよう要望するものである。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問、改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 総枠としての最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。
- 4 2010年の「雇用戦略対話」の確認に基づき、最低賃金1000円に向けた取り組みへの指導を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣 あ て  
神奈川県知事

平成23年6月30日

相 模 原 市 議 会

## 国による義務教育諸条件と予算の確保、35人学級の早期実現等を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持・向上を図る制度として、我が国の義務教育制度の根幹をなしている。2006年から国の負担率は2分の1から3分の1に削減されたが、同制度の持つ重要性は今も揺るぎない。

地方分権改革が進展する中、義務教育費国庫負担制度のあり方についても検討がなされており、指定都市市長会及び議長会においても制度のあり方について検討、提案しているところであるが、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、同制度を存続し、国の負担により教育予算を確保し保障することが重要である。

また、一人一人の子供にきめ細かな教育を行うために、学級規模の縮小、少人数指導の充実が喫緊の課題となっている中、今年度から小学校1年生の35人学級が実現した。今後、2年生以上の35人学級の早期かつ着実な実現が求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 義務教育制度の根幹である教育の機会均等と水準確保、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続させるとともに、学校事務職員・栄養職員・加配教員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 義務標準法改正の趣旨に基づき、小学校2年生以上の学級編制の標準を35人に改定する措置を、早期に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣  
あ て

平成23年6月30日

相 模 原 市 議 会